平成23年３月29日
第2269号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

規　則
○農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則（５・団体指導室）……1
訓　令
○職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令（１・人事課）……1
告　示
○ふ化業者の登録（１６１・南部家畜保健衛生所）……2
○秋田県土地利用基本計画の一部変更（１６２・建設管理課）……2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（１６３・河川砂防課）……2
○土砂災害警戒区域の指定（１６４・河川砂防課）……3
○道路の供用開始（１６５・山本地域振興局建設部）……4
公　告
○土地改良区の定款変更の認可（鹿角地域振興局農林部）……4
○県営土地改良事業計画の決定（北秋田地域振興局農林部）……4
○土地改良区の役員の就任の届出（山本地域振興局農林部）……4
選挙管理委員会告示
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程（２７）……4

規　　則

農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第五号

農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則

農業倉庫業法施行細則（平成十年秋田県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓　　令

秋田県訓令第一号

庁中一般
各地方機関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「請求は」の下に「、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（条例第二条の二第三号に掲げる場合にあっては、二週間）」を加え、同条第二項中「請求は」の下に「、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに」を加え、同条第三項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第三条中「第五項」を「第五項本文」に改める。
第四条第三項及び第八条第二項中「第二条第五項」を「第二条第五項本文」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　　示

秋田県告示第161号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第７条第１項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第４項の規定に基づき、公示する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　登録ふ化業者

登　録 番　号	氏名及び住所（名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名）	ふ化場の名称及び所在地
平22南第１号	嶋田耕治 大仙市朝日町14－24	嶋田ふ化場 大仙市南外字上巣ノ沢154

２　登録年月日　　平成23年３月25日
３　登録の有効期限　平成26年３月24日

秋田県告示第162号

秋田県土地利用基本計画（昭和55年秋田県告示第962号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第９条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県土地利用基本計画図中都市地域（大仙市に係る部分に限る。）及び森林地域（北秋田市、由利本荘市、にかほ市、大仙市及び三種町に係る部分に限る。）を別図のとおり変更する。

（「別図のとおり」は、省略し、関係図面を建設交通部建設管理課並びに関係市役所及び三種町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項及び第８条第１項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第６条第４項及び第８条第４項の規定に基づき、公示する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

区　域　名	区　　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
小渕	北秋田市阿仁小渕字小渕（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下小様	北秋田市阿仁小様字小様（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
下新町	北秋田市阿仁水無字大町及び同市阿仁銀山字下新町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
町営住宅	北秋田市阿仁水無字畑町東裏（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
水無	北秋田市阿仁水無字宮後（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
広俎	北秋田市阿仁水無字寺後（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
森幸苑沢	北秋田市阿仁前田字菅ノ沢（次の図のとおり）	土石流	

十二沢川	北秋田市阿仁萱草字十二沢、水上口及び中佐山（次の図のとおり）	土石流
萱草沢１	北秋田市阿仁萱草字十二沢、水上口及び中佐山（次の図のとおり）	土石流
萱草沢２	北秋田市阿仁萱草字十二沢、水上口、中佐山及びマタ沢（次の図のとおり）	土石流
萱草沢３	北秋田市阿仁萱草字水上口及びマタ沢（次の図のとおり）	土石流
上新町沢１	北秋田市阿仁水無字畑町東裏及び同市阿仁銀山字上新町（次の図のとおり）	土石流
上新町沢２	北秋田市阿仁水無字畑町東裏並びに同市阿仁銀山字上新町及び下新町（次の図のとおり）	土石流
三両川	北秋田市阿仁水無字寺後及び畑町東裏並びに同市阿仁銀山字上新町及び下新町（次の図のとおり）	土石流
大町沢	北秋田市阿仁水無字寺後、宮後、新町及び大町並びに同市阿仁銀山字下新町（次の図のとおり）	土石流
真木沢川	北秋田市阿仁真木沢鉱山字真木沢並びに同市阿仁水無字宮後、上岱、新町及び大町（次の図のとおり）	土石流
真木沢２	北秋田市阿仁真木沢鉱山字真木沢並びに同市阿仁水無字宮後、上岱、新町及び大町（次の図のとおり）	土石流
大矢沢	北秋田市阿仁小渕字小渕（次の図のとおり）	土石流
小淵沢１	北秋田市阿仁小渕字小渕（次の図のとおり）	土石流
小淵沢２	北秋田市阿仁小渕字小渕（次の図のとおり）	土石流
小様沢１	北秋田市阿仁小様字小様（次の図のとおり）	土石流
小様沢２	北秋田市阿仁小様字小様（次の図のとおり）	土石流
小様沢３	北秋田市阿仁小様字小様（次の図のとおり）	土石流
小淵沢３	北秋田市阿仁小渕字小渕及び同市阿仁小様字小様（次の図のとおり）	土石流
小沢田	北秋田郡上小阿仁村小沢田字上ノ岱、釜渕及び蟻沢並びに同村福舘字菅生沢及び山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
福館	北秋田郡上小阿仁村福舘字村岱及び山根（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、北秋田地域振興局建設部及び関係市村に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第４項の規定に基づき、公示する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

区　域　名	区　　域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
陣場岱沢	北秋田市阿仁前田字陣場岱、菅ノ沢及び神成（次の図のとおり）	土石流
金兵衛沢川	北秋田市阿仁萱草字十二沢、水上口及びマタ沢（次の図のとおり）	土石流
畑町沢	北秋田市阿仁水無字畑町東裏及び同市阿仁銀山字畑町（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び北秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区　　間
県　　道	琴丘上小阿仁線	山本郡三種町上岩川字塚ノ岱18番４地先から字勝平235番１地先まで

２　供用開始の期日　平成23年３月29日

３　供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　山本地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年３月29日から同年４月11日まで

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、小坂町土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年３月18日認可したので、同条第３項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、北秋田市李岱字李岱13番地２成田道胤ほか15人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　縦覧に供すべき書類の名称　県営土地改良事業（李岱地区農業用河川工作物応急対策事業）計画書の写し

２　縦覧期間　平成23年３月30日から同年４月26日まで

３　縦覧場所　北秋田市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　就任理事の住所及び氏名

能代市常盤字上本郷197番地１　　幸　坂　一　士

〃　　朴瀬字築法師44番地　　清　水　　肇

２　就任監事の住所及び氏名

山本郡八峰町峰浜石川字石川479番地　　薩　摩　博　美

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように公布する。

平成二十三年三月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

「

特別養護老人ホーム　ありすの街	大仙市強首字上野台二十三番十八号	を

「

特別養護老人ホーム ありすの街	大仙市強首字上野台二十三番十八号
特別養護老人ホーム ウォームハート	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一

」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号